

肝付町地域包括支援センター管理システム構築業務及び
肝付町地域包括支援センター使用料【長期継続契約】
機能要件一覧

令和 7 年 1 0 月

肝付町

肝付町地域包括支援センター管理システム構築業務及び 肝付町地域包括支援センター管理システム使用料【長期継続契約】 機能要件一覧

1. 基本要件

- (1) 地域包括支援センターが実施する業務全般の円滑かつ効率的な実施に資するものであるとともに、入力の手間、操作の容易性、安定稼働、機能の拡張性・柔軟性等に十分配慮したものであること。
- (2) 個人情報保護、システム及びデータの保護、システムバックアップ等の面におけるセキュリティ対策が十分であること。
- (3) システム運用に関して、適切なサポート体制が確保されること。
- (4) 制度改正等により内容の変更が発生した場合には、バージョンアップにて対応できること。
- (5) 地域包括支援センター及び居宅介護支援事業者とのデータ連携に関して、センターや事業所における作業等の負担軽減が十分配慮されていること。
- (6) 他システムとのデータ連携に関しては、データアップロードによる一括処理でも対応できること。
- (7) 肝付町内における住民異動があった場合にも、各管理データは適切に引き継げること。
- (8) 地域包括支援センターや担当職員の増減に柔軟に対応できること。

2. セキュリティの確保

本システムは重要な個人情報を扱うため、個人情報保護並びに情報漏洩への対策を行うこと。

(1) システム操作時のセキュリティ対策

- 1 ID・パスワードの設定が可能であること。
- 2 システム起動時に、ID・パスワードによる利用者の確認ができること。
- 3 IDごとに利用できる機能を限定することができ、かつ町、地域包括支援センターごとに扱うことのできる対象者を限定することができること。
- 4 アクセスログ（ID・操作メニュー・操作内容）の記録及び出力ができること。
- 5 本システムのID・パスワードは管理者により一括管理が可能であること。
- 6 定期的なバックアップを実施し、障害発生時には速やかに復旧できるようにすること。
- 7 操作が一定時間無かった場合、約45分間、操作が無い場合、自動的にログアウトする機能を有すること。

(2) データのセキュリティ対策

- 1 IDCに保存される個人情報については、必ず暗号化されておくこと。
- 2 定期的なバックアップを実施し、障害発生時に速やかに復旧できるようにすること。
- 3 バックアップについては、原則、フルバックアップとし、夜間等に自動処理が可能であること。なお保存中に記憶媒体の交換等必要ない方式を採用すること。
- 4 外部からの不正アクセスの対策を講じること。

3. システムの機能要件

(1) 対象者の台帳管理に関する機能

1 対象者の基本情報が登録・管理できること。

「介護予防マニュアル改訂版」（平成24年3月 介護予防マニュアル改訂委員会）掲載の利用者基本情報項目について確実に入力出来ること。

氏名、性別、生年月日、年齢、住所、電話番号、家族構成、家族関係の状況、住居環境、経済状況（年金・生活保護の受給状況含む）、緊急連絡先、日常生活自立度（障害高齢者、認知症高齢者）、現病歴、既往歴、生活歴、現在の暮らし、ADL・IADL状況、介護認定情報、現在利用中のサービス、障害者手帳情報、住所地特例該当、相談や対応内容

- 2 新規登録の際、氏名による二重登録防止のためのチェックを行い、同一同名の候補者がいる場合、性別、生年月日等を含め一覧表示し、確認できる機能を有すること。
- 3 利用者基本情報管理機能等のその他の機能と連動していること。
- 4 介護予防対象者把握事業により選定された高齢者の基本情報や基本チェックリスト等の項目を、手入力にて随時行えること。
- 5 固定の管理項目だけでなく、任意に項目が拡張できること。
- 6 氏名、カナ氏名、性別、生年月日、住所、担当包括支援センター担当者などの条件による登録者の検索ができること。
- 7 統計・分析に必要なデータの集計機能を有し、情報の参照及び集計処理ができること。

(2) 総合相談に関する機能

1 相談受付から相談内容の記録や対応の履歴が管理できること。

相談日時、氏名、性別、生年月日、年齢、住所、電話番号、相談者、相談方法、相談内容区分（任意で設定）、主訴、相談内容、対応内容、緊急度、対応・連絡予定、担当者

- 2 利用者基本情報管理機能等のその他の機能と連動していること。
- 3 統計・分析に必要なデータの集計機能を有し、情報の参照及び集計処理ができること
 - 地域包括支援センターや月ごとに相談件数及び相談内容の作成ができること。
 - 相談内容の一覧が作成できること。

(3) 高齢者虐待に関する相談、対応

- 1 相談受付から相談内容の記録や対応の履歴が管理できること。
- 2 利用者基本情報管理機能等のその他の機能と連動していること。
- 3 虐待受付票や緊急度チェック票、報告書の作成や出力ができること。
- 4 統計・分析に必要なデータの集計機能を有し、情報の参照及び集計処理ができること。
 - 地域包括支援センターごとに相談件数及び相談内容の作成ができること。
 - 内容の一覧が作成できること。

(4) 包括的・継続的マネジメントに関する機能

- 1 ケアマネジメント支援として、介護支援専門員に対する日常的指導・相談、支援困難事例について、相談内容や事例の記録・管理ができること。

相談日時、相談者氏名、相談者所属、主業務、相談理由、主訴、求めている支援、相談内容確認、支援内容、支援の結果への意見(満足度)、支援終了日、今後の課題

- 2 統計・分析に必要なデータの集計機能を有し、把握に係わる情報の参照及び集計処理ができること。

(5) 介護予防対象者把握に関する機能

- 1 地域包括支援センター業務で得た、基本チェックリスト等評価項目が登録・管理できること。
- 2 利用者基本情報管理機能等のその他の機能と連動していること。
- 3 介護予防対象者把握事業により選定された高齢者の基本情報や基本チェックリスト項目及び任意の項目を、手入力にて入力でき、初期のデータについては移行が可能であること。
- 4 基本チェックリストは履歴管理することができ、確認できること。
- 5 各包括により登録されている情報を自由に組み合わせた条件での、生活機能の低下がある者の抽出が可能なこと。
- 6 統計・分析に必要なデータの集計機能を有し、情報の参照及び集計処理ができること。
- 7 対応内容等の記録・管理が出来ること。

(6) 介護予防ケアマネジメントに関する機能

- 1 基本チェックリストは履歴管理することができること。
- 2 利用者基本情報管理機能等のその他の機能と連動していること。
- 3 利用者基本情報の作成の際、省力化のためシステム内で登録済みの情報については自動取得できる機能を有すること。
- 4 対象者毎に介護予防サービス・支援計画作成から会議録作成や評価を行い、PDCAサイクルに即した業務を支援すること。
- 5 居宅介護支援事業者が作成した利用者基本情報、基本チェックリスト、介護予防サービス・支援計画表、介護予防支援経過記録、介護予防支援・サービス評価表等をデータとして取り込むことが可能なこと。
- 6 計画作成担当者毎に対象者を一覧表示し、認定情報や計画の作成状況、訪問予定日、訪問実施状況等、介護予防ケアマネジメント業務の進捗状況を管理できること。
- 7 「介護予防マニュアル改訂版」(平成24年3月 介護予防マニュアル改訂委員会)掲載の帳票を含め、厚生労働省発表様式に準拠した様式とすること。
- 8 利用者基本情報や介護予防サービス・支援計画表の同意欄文言は任意に変更できること。
- 9 サービス実施後のサービス計画に対する評価に関する機能を有すること。
- 10 統計・分析に必要なデータの集計機能を有し、情報の参照及び集計処理ができること。
- 11 利用者等に手渡すための見やすい介護予防プラン帳票様式が別にあること。また、それを簡易な操作で印刷する機能を有すること。
- 12 主治医意見書をイメージデータ等へも管理できること。
- 13 介護予防・日常生活支援総合事業における、給付対象外のサービスを管理できること。
- 14 介護予防ケアマネジメントを実施した対象者を月ごとに一覧作成・出力できること。
- 15 介護予防ケアマネジメント費請求の管理ができること。

(7) 予防給付マネジメントに係る給付管理に関する機能

- 1 予防給付に係る給付管理業務（給付管理票、介護給付費請求書、介護予防支援給付費明細書等の作成）が行えること。
- 2 鹿児島県国民健康保険団体連合会への報酬請求機能を有すること。請求データはクライアント側からの操作にてクライアントのローカルデータとして取り出し可能であること。請求については、伝送及びCDの媒体によることができること。
- 3 介護予防プラン作成から給付管理までを、簡易かつ連続的なオペレーションで行えること。

(8) 予防給付マネジメントの委託先とのデータ連携に関する機能

- 1 委託先の居宅介護支援事業者とは、オフィスソフトや業務アプリケーションで作成されたデジタルデータを利用したオフライン等連携ができるようにすること。なお、デジタルデータはリッチテキストやCSV等、広く一般的に使用されているファイルフォーマットによること。
- 2 居宅介護支援事業者にマネジメントを委託する対象者の氏名、カナ氏名、性別、生年月日等の基本情報、認定情報をデータ出力できること。
- 3 委託先の居宅介護支援事業者で作成した介護予防サービス・支援計画、サービス利用票〔兼居宅サービス計画〕、サービス利用票別表等のデータを蓄積・管理できること。
- 4 居宅介護支援事業者にマネジメントを委託した対象者の介護予防サービス・支援計画について、画面上で依頼の確認と確認済みのチェックが行えること。
- 5 委託先の居宅介護支援事業者が介護予防サービス・支援計画作成及び給付管理業務（サービス利用票〔兼居宅サービス計画〕、サービス利用票別表等の作成）を取り込むのに、一般的でない機能やインターフェイス等を使用する場合、それらを作成するために必要な業務アプリケーション等を含むこと。
- 6 磁気媒体を用いてデータ連携を行う際は、情報保護のため暗号化を行うこと。
- 7 居宅介護支援事業者への委託に関する管理（委託先、月ごとの委託件数、初回・継続の区分けの把握等）が行えること。
- 8 予防給付ケアマネジメントに係る報酬請求件数と居宅介護支援事業者への委託料支払件数のチェック機能を有すること。

(9) 予防給付マネジメントに係る委託業務の管理に関する機能

- 1 居宅介護支援事業者への委託に関する管理（委託先、月毎の委託件数、初回・継続の区分けの把握等）が行えること。
- 2 予防給付マネジメントに係る報酬請求件数と居宅介護支援事業者への委託料支払い件数とのチェック機能を有すること。

(10) サービス利用状況管理機能、スケジュール管理機能

サービス利用状況管理機能やスケジュール管理機能により、支援やモニタリング等の実施の時期や状況が容易に把握でき、かつ、通知する機能を有すること。

(11) マスタメンテナンスに関する機能

- 1 システム利用者毎に権限が設定可能で、上位権限を有する者のみマスタメンテナンス機能などが使用可能なこと。
- 2 各種データをマスタ化し、各業務において入力作業が軽減されること。また、そのマスタメンテナンス機能を有すること。